

夏型結露はどこに行った？

メディアコスモスの漏水で、ようやく「雨漏り可能性」に言及



屋根内部の写真（市民参画部）鋼材に赤さび

1月6日に一斉報道された漏水報告はあくまでも設計者と施工者の報告です。岐阜市の見解ではありません。業者報告はまだ結露説に固守しています。が、岐阜新聞の錆びた鉄骨カラー写真が掲載されると、市民からの問い合わせが相次ぎました。自分の家なら2年もしないのに赤錆状態になって、金を払ったり、おとなしく黙っている人がいるのでしょうか？

報告書に「雨漏りの可能性も完全に否定できない」とようやく書いています。12月の漏水だから『夏型結露は否定する』と書くべきでした。岐阜市の建築部門も技術的な支援と関心をもっと持つべきでしょう。

伊藤裁判で、謝罪した市労連幹部

伊藤哲さんの公務災害認定を求める裁判は、一審で勝訴した。しかし、この約10年の裁判闘争に労働組合は、なんら支援をしていない。

市民病院での自死事件でも、活動は見受けられない。病院の事件は、労働組合ではなく堀田議員が深くかわり公務災害認定まで勝ち取っている。伊藤裁判では夫人が岐阜市労連に支援要請に出向いていたが、『支援できない』と明確に断られた。不思議なことに、議会では市職労のT組織内議員がパワハラ対策を質問し、事例として病院事件や伊藤事件を例に挙げている。

組合が支援しない事件の効果が、岐阜市役所の労務管理を改善してもいる。労働組合へは、社会的組織として存在責任を問う声が上がっていた。一審勝訴の日の直前、県職員組合（県職委員長は以前から支援）の一室で岐阜市労連幹部は、伊藤夫人に「支援して来なかった事」を謝罪した。T議員は事件当時の委員長、謝罪に10年を要している。

連絡先 市会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

10年の裁判闘争は高裁へ継続！

いのち 生命の闘いは続く、伊藤哲さん裁判

地方公務員災害補償基金（東京都）は、伊藤哲さんの自死を「公務災害と認めない」と言う。岐阜市の元公園整備室長であった伊藤哲さんが自死した原因が仕事上のストレス、具体的に言えば職場のパワハラであるとして裁判を起こしていた件。岐阜地裁が「業務との因果関係」を認めて『公務災害』としていた一審判決。それに対し、基金岐阜県支部が『不服』として控訴した。

一審は、原告側のほぼ全面勝訴。一審は約10年闘っており、今から新証拠が出るとは考えづらい。そして、まだ（2017年1月現在）「基金側が控訴理由を明らかに出来ていない」ことが、基金側の苦しさを露呈している。電通事件など、近年の労働強化やパワハラでの労働者の自死問題拡大で、世論の大きな動きもあった。基金は「負けを承知で最高裁まで行く」との噂もあったが、電通問題などへ判断（基金の）をどう分析するか？との意見交換が闘争団内部にあった。

しかし、基金は控訴した。もし、基金内部に裁判担当者の「自分の担当のときに、裁判に負けたくない」との思いがあったとすると、**人間の生命に関する裁判に対して真摯な対応とは言えない。**

裁判は、名古屋高裁へ持ち込まれるが、人間の生命に関する裁判であり「**伊藤哲さんの魂の裁判**」でもある。一線を越えたパワハラが職場に存在したかどうか、問われる裁判が継続されることになった。

伊藤裁判を通じて、岐阜市役所の労務管理はパワハラ問題に直面せざるを得なくなった。裁判は自死全国自治体平均年0.44人に対し岐阜市役所年1.0人（倍以上）の現実を認識させることになった。伊藤哲さん裁判は、岐阜市一地方の裁判から全国の自治体労働者のパワハラ撲滅裁判に昇華した。皆様の更なる御支援をお願い申し上げます。



松原のりかず
☎058-253-2500